

第3回次期栃木県教育振興基本計画懇談会の結果について

1 日 時 令和2(2020)年8月11日(火) 10時~12時

2 場 所 県庁本館6階大会議室1

3 出席者 ・次期栃木県教育振興基本計画懇談会委員
・教育委員会事務局：教育長、教育次長(管理)(指導)、各課室長等

4 議 事

(1) 次期栃木県教育振興基本計画骨子案(別紙)について

①教育をめぐる社会の状況について

【主な意見】

- ・本県の現状や位置付けを踏まえた問題提起も必要ではないか。
- ・人口流出にも触れ、その対策として郷土愛を育む等の施策を盛り込んでほしい。
- ・本県として、グローバル化にどう対応していくのかを明確に示すべき。
- ・技術革新という情報機器の活用のみには捉えられてしまうのではないか。

②基本理念について

【主な意見】

- ・基本理念に「とちぎ」が入ることによって、栃木の子どもを育てる意識が高まる。
- ・「ともに」は「切り拓く」だけでなく「未来を描き」にもかかるようにすべき。
- ・「ともに学ぶ」という視点も入るとよい。
- ・地域とのつながりや郷土愛につながるような文言を入れていただきたい。
- ・これからの時代に求められる「たくましさ」とは何かをもっと明確にするべき。
- ・これまでは教育とテクノロジーの融合、これからは創造力を高めることが主流となる。こうした動きを本県なりに捉え、果敢に取り組んでいただきたい。

③基本目標と基本施策について

【主な意見】

- ・基本目標Ⅰの解説文には自然災害への備えなどの視点も入るとよい。
- ・基本目標Ⅱには外国語教育への配慮も必要。
- ・基本目標Ⅲの解説文には探究を想起できる表現を取り入れるべき。
- ・基本目標Ⅴには国体・障害者スポーツ大会後のスポーツの振興についても盛り込んでいただきたい。

(2) その他

5 今後の予定

第4回は10月14日(水)に開催する予定。

第3回次期栃木県教育振興基本計画懇談会協議資料

次期栃木県教育振興基本計画

とちぎ教育ビジョン（仮称）

〔骨子案〕

はじめに

1 計画策定の趣旨

栃木県教育委員会では、これまで「とちぎ教育振興ビジョン」（一期 H13～H17、二期 H18～H22、三期 H23～H27）、「栃木県教育振興基本計画 2020—教育ビジョンとちぎ—」（H28～R2）を策定し、積極的かつ計画的に教育行政を推進してきました。前計画である「栃木県教育振興基本計画 2020—教育ビジョンとちぎ—」では、「とちぎから世界を見つめ 地域とつながり 未来に向かって ともに歩み続ける人間を育てます」の基本理念を掲げ、学校教育で培った力を基盤にして生涯にわたり学び続け、主体的に社会に参画し、広い視野を持って私たちの未来をつくっていける人間の育成を目指した教育を推進してきたところです。

この間、人口減少・高齢化、技術革新、グローバル化等が一層進み、国においては、こうした状況を踏まえ、教育を通じて生涯にわたる一人一人の「可能性」と「チャンス」を最大化することを教育政策の中心に据えた第3期教育振興基本計画（平成30年6月）を策定し、この計画に基づいた様々な教育改革が進められてきました。

本県においては、令和2（2020）年度に前計画の最終年度を迎えたことから、おおむね2030年頃までの社会の変化を見通して、必要な施策を計画的かつ効果的に推進していくために、前計画の成果や課題を踏まえるとともに、国の第3期教育振興基本計画の内容を参酌しながら、これから5年間の本県教育行政の基本方向を示す栃木県教育振興基本計画「とちぎ教育ビジョン（仮称）」（以下「本計画」という）を策定しました。

本計画の策定に当たっては、前計画の基本理念「とちぎから世界を見つめ 地域とつながり 未来に向かって ともに歩み続ける人間を育てます」の考え方を継承しつつ、次代を担う子どもたちに、予測困難な時代をたくましく生き抜く力を育むことを特に重視しました。

2 計画の性格

教育基本法第17条第2項では、地方公共団体は、国が定める教育振興基本計画を参酌し、地域の実情に応じた、教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならないと規定しています。本計画は、この教育基本法に基づく本県の教育振興基本計画として位置付けます。

また、県政の基本指針を示した栃木県重点戦略「〇〇プラン」に掲げる将来像の実現に向けた、教育行政分野における計画としての性格を有するものです。

なお、特別支援教育、生涯学習、体育・スポーツ、文化財に関する詳細については、それぞれ〇〇計画、〇〇計画、「〇〇プラン」、「〇〇プラン」、〇〇計画として別途作成してあります。

3 計画の構成

本計画は、「総論」と「各論」で構成しています。

「総論」では、教育をめぐる社会の状況を示すとともに、これらを踏まえた本県教育の基本理念、基本目標など、本県教育の基本方向を明らかにしています。

「各論」では、基本理念、基本目標の実現を目指した20の基本施策について、施策の方向と今後5年間で取り組んでいく主な内容を示しています。

1 各論の構成について

(1) 各基本施策の構成

まず全体像が分かるように「施策の方向」を記載し、続いて、今後5年間で実施する「主な取組」を記載しています。

(2) 推進指標

本計画の進捗状況を客観的に評価し、進行管理ができるように、各基本施策に関連する主な推進指標を掲載しました。

2 注釈等について

本県教育行政を推進し、本県の教育の振興を図っていくためには、教育関係者のみならず、県民の皆様に理解・協力をいただく必要があります。そこで、専門的な用語について注釈を付けるとともに、内容の理解を助けるものとして、資料・写真等を可能な限り掲載しました。

3 学校の表記について

記載されている「小学校」「中学校」「高等学校」「特別支援学校」について、特別な記載がない場合は、公立学校を示します。また、「小学校」には義務教育学校（前期課程）を、「中学校」には義務教育学校（後期課程）を、それぞれ含めます。

4 計画の期間

令和3(2021)年度から令和7(2025)年度までの5年間とします。

5 計画の進行管理

地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、教育委員会が行う事務の管理及び執行の状況について、毎年点検及び評価を行います。計画に記載した各施策の実施に当たっては、この点検及び評価を踏まえ、適宜必要な改善等を図りながら、効果的な教育行政を推進できるよう努めていきます。

総論

1 教育をめぐる社会の状況

(1) 人口減少・高齢化

本県の総人口は、2005年には過去最高の201万6,631人に達しましたが、その後減少しています。今後も、これまでの人口動向の延長線上で推移すると仮定した場合、本県の総人口は本格的な減少局面に突入すると予測されます。

年齢階層別の構成比で見ると、年少人口

及び生産年齢人口が減り続ける一方、人口構成のボリュームゾーンを形成している1940年代後半に生まれた「団塊の世代」や、その子ども世代である1970年代前半に生まれた「団塊ジュニア」世代の加齢に伴い、高齢化が急速に進行すると予測されます。

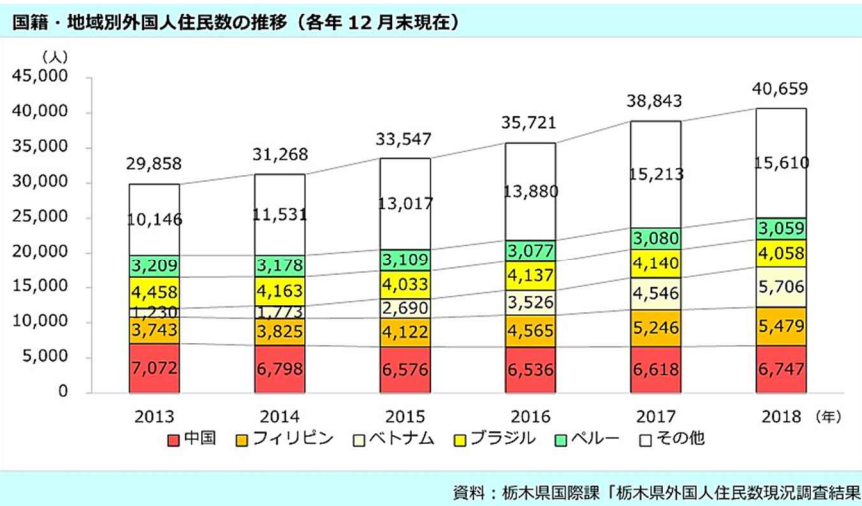
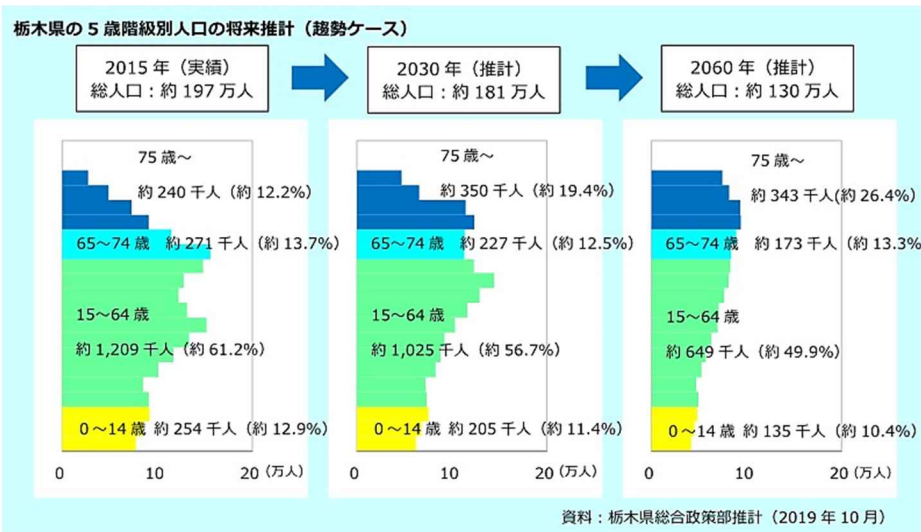
社会の担い手が減り続けていく中、子どもたち一人一人を、社会を支えていくことのできる大人に育てるとともに、人生100年時代に向けて、全ての県民が生涯を通じて目標や生きがいをもって生きられるよう、生涯学習の機会や地域における活躍の機会を充実させていく必要があります。

(2) グローバル化

1990年代以降、社会のあらゆる面でグローバル化が進んできましたが、その一方で、行き過ぎたグローバル化を見直そうとする動きも見られます。また、令和2(2020)年、新型コロナウイルスが世界的に大流行し、人や物の動きが遮断されるなど、社会に深刻な影響をもたらしました。

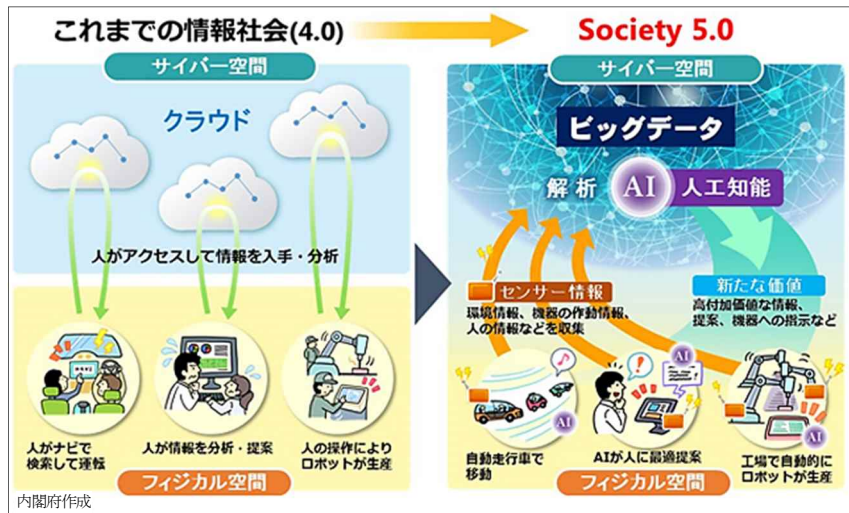
現代は、一つの出来事が広範囲かつ複雑に伝搬するため、未来を予測することは一層困難になっていますが、我が国の持続的な発展のためにも、今後も世界の国々と良好な関係を築きつつ、地球規模の課題の解決に積極的に取り組み、平和で持続可能な社会の実現を目指していく必要があります。

国内においては、生産年齢人口の減少に伴い、人材としての外国人の重要度が増しており、外国人労働者及びその家族に対する就労・定住支援の充実が求められています。県民一人ひとりが異なる文化や考え方を尊重し合う態度を培い、多文化共生の社会を築いていく必要があります。



(3) 技術革新

IoT やビッグデータ、AI 等の技術革新は、今後、私たちの社会や生活を大きく変えていくと予想されています。そうした社会の変化に対応するため、児童生徒向けの端末と、高速大容量の通信ネットワークが各学校に整備され、個別最適化された学びや創造性を育む学びに寄与し、特別な支援が必要な子どもたちの可能性も大きく広がると期待されています。



一方、子どもたちを見ると、情報の意味を吟味したり、文章の内容を的確に読み取ったりする能力に課題が生じているとの指摘があります。さらに、SNS を利用した犯罪に巻き込まれたり、意図せず犯罪に加担してしまったりするなどの事態も生じています。

進歩し続ける技術を使いこなしながら、膨大な情報の中から必要な情報を的確に読み取り、主体的に判断し生きていくことができるよう、子どもたちの情報活用能力等の育成に努める必要があります。

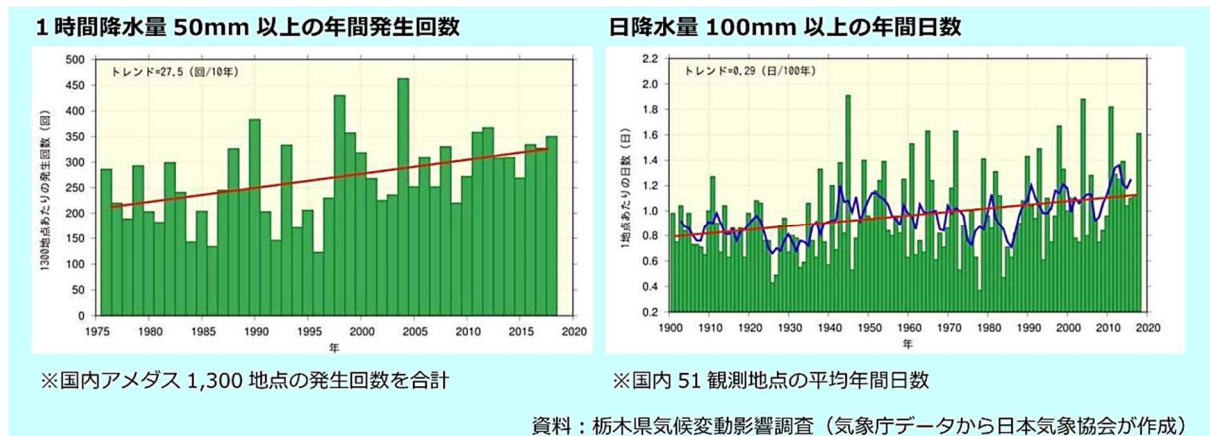
(4) 環境問題、感染症等

近年、気温の上昇、大雨の頻度の増加など、気候変動及びその影響が全国各地で確認され、今後さらに拡大することが懸念されています。県内でも令和元(2019)年は令和元年東日本台風に伴う記録的な豪雨により、大きな被害が発生したことは記憶に新しいところです。

また、令和 2(2020)年には、新型コロナウイルスの感染拡大により、学校が臨時休校となるなど、社会活動が大きく制限されました。

こうした予期せぬ事態に直面した際に、自他の生命を守り、その後の困難な状況にも諦めることなく、周囲の人々と知恵を出し合い、力を合わせて乗り越えていけるたくましさ子どもたちに育んでいく必要があります。

同時に、環境問題など社会問題に関心をもち、持続可能な社会の実現に向けて主体的に行動できるよう、現代社会の諸課題について学び、持続可能な社会の在り方を考える学習機会、地域の課題を見だし、解決を図る学習機会などの充実を図る必要があります。



2 本計画の基本理念

— 基本理念 —

未来を描き ともに切り拓く 心豊かで たくましい人を育てます

現在、技術革新やグローバル化が急速に進み、社会の大きな変革期にあります。また、気候変動の影響などもあり、未来を正確に予測することは一層難しくなっています。そのような中でも、子どもたちには、助け合い、協力し合って、たくましく生きていってほしいと願います。

予測困難な時代をたくましく生きていくためには、まずは、自分の目指す未来をしっかりと描くことが大切です。どのような状況に置かれても、そこから目指す未来を描き、一步を踏み出せることが、人としてのたくましさの源であると考えます。

同時に、描いた未来を切り拓いていくための力を身に付ける必要があります。具体的には、問題の本質を把握し自ら問いを立てる力、解決の見通しを立てる力、膨大な情報の中から必要な情報を選び収集する力、収集した情報を整理・分析し解釈する力、答えが一つに定まらない問題にも自ら解を見いだしていく力などです。また、こうした力を身に付けることによって、目指す未来を描く際にも、実現までの過程を含めた、より具体的な描き方ができるようになります。

さらに、大きな変化を乗り越える際には、時に他者と協働して新しい価値観や行動を生み出すことも必要となります。その前提として、自分と異なる価値観や考え方を尊重できる態度、対面でのコミュニケーションを通じて人間関係を築く力、自らの課題を乗り越えつつ他者と協働して物事を成し遂げる力などを身に付けておく必要があります。

こうした力を身に付けるためには、多様な人々との関わりの中で育つことが極めて重要であり、学校においては「社会に開かれた教育課程」を実現し、地域においては、地域の様々な大人が子どもに関わる機会や、多様な人々の交流が生まれる学びの機会などを充実させる必要があります。本県には30年以上にわたって「いきいき栃木っ子3あい運動(※1)」を展開してきた歴史があります。この土壌を生かし、生涯を通じた学びや、学びを生かした活動を通して、地域の大人が豊かな人間関係を築き、学校・家庭・地域が一層連携して子どもたちを育てていきます。

以上の考えに基づき、とちぎで育つ全ての子どもたちに、未来を切り拓くたくましさ、ともに未来を目指す心の豊かさを育むことを、今後5年間の教育施策推進の基本理念とします。

(※1) **いきいき栃木っ子3あい運動** 豊かな人間関係を築くことにより、いきいきとした栃木の子どもたちの育成を図ることを目的として、「学びあい 喜びあい はげましあおう」をスローガンに、昭和62(1987)年度から県内全域で展開してきた本県独自の教育運動。平成11(1999)年度からは、大人が子どもに関わる「3あい運動」の具体的実践として、「栃木の子どもをみんなで育てよう」運動を展開してきた。



3 基本目標

本計画の基本理念を具現化するため、以下Ⅰ～Ⅵの基本目標を設定します。

～全ての教育活動の前提として～

基本目標Ⅰ 学びの場における安全を確保する

本県では、平成 29(2017)年 3 月 27 日に発生した那須雪崩事故により、生徒 7 名、教員 1 名の尊い命が失われました。このような痛ましい事故を二度と起こしてはならないという決意の下、学校の教育活動における安全管理の徹底に取り組み、学びの場における安全の確保を図ります。

基本目標Ⅱ 一人一人を大切にし、可能性を伸ばす

子どもたちが様々なことに積極的に挑戦し、自分の可能性を伸ばしていくためには、自分の思いや考えを安心して表現できる場、存分に力を発揮できる場が保障されていることや、ニーズに応じた適切な指導・支援を受けられることが必要です。そこで、人権尊重の精神を育む教育、多文化共生に向けた教育を推進するとともに、特別支援教育や日本語指導の充実を図ります。

～子どもたちにたくましさを育むための具体策として～

基本目標Ⅲ 未来を切り拓く力の基礎を育む

予測困難な時代をたくましく生きていくためには、基礎的な知識・技能に加え、主体的に学び続ける力が必要となります。また、困難に負けず、時に協働して物事を成し遂げるためには、心の豊かさも必要です。さらに、体力は人間の活動の源であり、精神面の充実にも大きく関わっています。そこで、これらをバランスよく育成することを通して、未来を切り拓く力の基礎を育んでいきます。

基本目標Ⅳ 自分の未来を創る力を育む

よりよく自己実現を図っていくためには、社会との相互関係を保ちつつ、自分らしい生き方を展望し、実現していくことが大切です。そこで、家庭や地域、学級・学年など、所属する集団の中で自分の役割を考え、実践することや、家族や社会の一員としての役割を考えることなどを通して自身の生き方についての考えを深め、自分の未来を創る力を育んでいきます。

基本目標Ⅴ 豊かな学びを通して夢や志を育む

人が夢や志をもつとき、そこには、それまでの認識を新たにするような学びや体験があります。そこで、学びたいときに学ぶことのできる生涯学習社会の実現を目指すとともに、学ぶ人の世界を広げ、さらに広げたいくなるような学び、新たな夢や目標につながるような体験など、豊かな学び・体験の機会を提供し、子どもから大人まで、一人一人の夢や志を育んでいきます。

～各取組を効果的に推進するために～

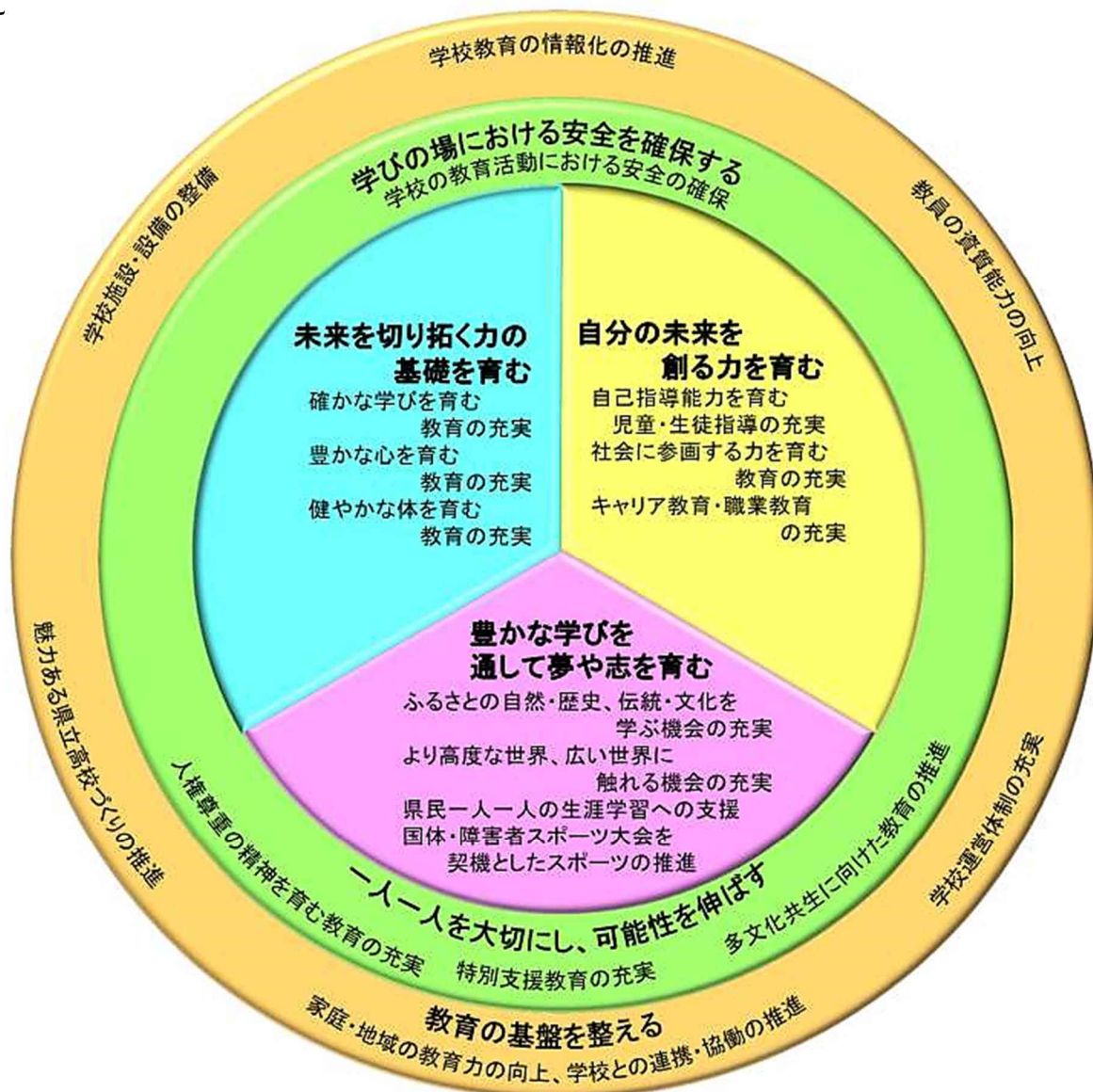
基本目標Ⅵ 教育の基盤を整える

教員が常に知識・スキルを更新し、学校教育の情報化などの新しい課題にも対応していくことができるよう、研修の充実を図るとともに、教員が本来担うべき業務に専念できるよう、学校における働き方改革を推進し、学校運営体制の充実を図ります。同時に、学校・家庭・地域の連携・協働を一層推進し、家庭・地域の教育力の向上を図ります。また、魅力ある県立高校づくりを推進するとともに、児童生徒が安全に学校生活を送れるよう、施設・設備の充実を図っていきます。

〔関係図〕 各基本目標を相互の関係で表すと、以下のようになります。

— 基本理念 —

未来を描き ともに切り拓く 心豊かで たくましい人を育てます



4 施策体系

